

新 旧 対 照 表

(注)アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改 正 後	改 正 前
〔目 次〕 第 2 編 居住者の納税義務 第 1 章 課税標準及びその計算並びに所得控除 第 1 節 各種所得の金額の計算 第 4 款 必要経費等の計算 第 1 目 家事関連費、租税公課等 法第45条((家事関連費等の必要経費不算入等)) 〔損害賠償金等(第 7 号関係)〕 <u>〔課徴金等(第 9 号関係)〕</u>	〔目 次〕 第 2 編 居住者の納税義務 第 1 章 課税標準及びその計算並びに所得控除 第 1 節 各種所得の金額の計算 第 4 款 必要経費等の計算 第 1 目 家事関連費、租税公課等 法第45条((家事関連費等の必要経費不算入等)) 〔損害賠償金等(第 7 号関係)〕 (新 設)

法第45条((家事関連費等の必要経費不算入等))

〔罰金等(第6号関係)〕

(外国等が課する罰金又は科料に相当するもの)

45－5の2 法第45条第1項第6号かつこ内に規定する「外国又はその地方公共団体が課する罰金又は科料に相当するもの」とは、裁判手続(刑事訴訟手続)を経て外国又はその地方公共団体により課されるものをいう。

(注) いわゆる司法取引により支払われたものも、裁判手続(刑事訴訟手続)を経て課された罰金又は科料に相当するものに該当することに留意する。

〔課徴金等(第9号関係)〕

(外国等が納付を命ずる課徴金及び延滞金に類するもの)

45－9 法第45条第1項第9号((家事関連費等の必要経費不算入等))に規定する「外国若しくはその地方公共団体又は国際機関が納付を命ずるこれらに類するもの」とは、外国若しくはその地方公共団体又は国際機関が、法令等(市場における公正で自由な競争の実現を目的とするものに限る。)に基づいて納付を命ずるもの(同項第6号に掲げる罰金及び科料を除く。以下この項において「外国課徴金」という。)をいう。

(注) 欧州連合によるカルテル等違反への制裁金は、外国課徴金に該当する。

法第47条((たな卸資産の売上原価等の計算及びその評価の方法))関係

〔棚卸資産の評価の方法(令第99条関係)〕

法第45条((家事関連費等の必要経費不算入等))

〔罰金等(第6号関係)〕

(外国等が課する罰金又は科料に相当するもの)

45－5の2 法第45条第1項第6号かつこ内に規定する「外国又はこれに準ずる者として政令で定めるものが課する罰金又は科料に相当するもの」とは、裁判手続(刑事訴訟手続)を経て外国又は外国の地方公共団体により課されるものをいう。

(注) いわゆる司法取引により支払われたものも、裁判手続(刑事訴訟手続)を経て課された罰金又は科料に相当するものに該当することに留意する。

(新 設)

(新 設)

法第47条((たな卸資産の売上原価等の計算及びその評価の方法))関係

〔棚卸資産の評価の方法(令第99条関係)〕

(削 除)

(月別総平均法等)

47－3 1月ごとに総平均法又は移動平均法により計算した価額を当該月末における棚卸資産の取得価額とみなし、翌月においてこれを繰越価額として順次計算することによりその年12月31日における棚卸資産の取得価額を計算する方法は、それぞれ総平均法又は移動平均法に該当するものとする。

(売価還元法により評価額を計算する場合の通常の販売価額の総額の計算)

47－6 売価還元法により評価額を計算する場合における令第99条第1項第1号へに規定する「通常の販売価額の総額」は、その年において販売した棚卸資産について値引き、割戻し等を行い、それを売上金額から控除しているような場合であっても、値引き、割戻し等を考慮しないところの販売価額の総額によることに留意する。

(売価還元法により評価額を計算する場合のその年中に販売した棚卸資産の対価の総額の計算)

47－7 売価還元法により評価額を計算する場合における令第99条第1項第1号へに規定する「その年中に販売した当該棚卸資産の対価の総額」は、その年において販売した棚卸資産の実際の実販売価額の合計額によるのであるが、その年において従業員、特定の顧客等特定の者に対する販売について値引きを行っている場合において、その者に対する販売状況が個別に管理されており、その値引きの額が明らかにされているときは、その値引きの額をその販売価額に加算して計算することができるものとする。

(その都度後入先出法)

47－2 棚卸資産の払出しの都度、その払出し後に残る棚卸資産を、当該払出しの日から最も遠い日において取得した棚卸資産から順次なるものとみなしてその年12月31日における棚卸資産の取得価額を計算する方法は、後入先出法に該当するものとする。

(月別後入先出法等)

47－3 1月ごとに後入先出法、総平均法、移動平均法又は単純平均法により計算した価額を当該月末における棚卸資産の取得価額とみなし、翌月においてこれを繰越価額として順次計算することによりその年12月31日における棚卸資産の取得価額を計算する方法は、それぞれ後入先出法、総平均法、移動平均法又は単純平均法に該当するものとする。

(売価還元法により評価額を計算する場合の通常の販売価額の総額の計算)

47－6 売価還元法により評価額を計算する場合における令第99条第1項第1号に規定する「通常の販売価額の総額」は、その年において販売した棚卸資産について値引き、割戻し等を行い、それを売上金額から控除しているような場合であっても、値引き、割戻し等を考慮しないところの販売価額の総額によることに留意する。

(売価還元法により評価額を計算する場合のその年中に販売した棚卸資産の対価の総額の計算)

47－7 売価還元法により評価額を計算する場合における令第99条第1項第1号に規定する「その年中に販売した当該たな卸資産の対価の総額」は、その年において販売した棚卸資産の実際の実販売価額の合計額によるのであるが、その年において従業員、特定の顧客等特定の者に対する販売について値引きを行っている場合において、その者に対する販売状況が個別に管理されており、その値引きの額が明らかにされているときは、その値引きの額をその販売価額に加算して計算することができるものとする。

(原価の率が100%を超える場合の売価還元法の適用)

47－8 売価還元法を適用する場合において、令第99条第1項第1号へに規定する原価の率が100%を超えることとなったときでも、その率により期末棚卸資産の評価額を計算することに留意する。

〔棚卸資産の取得価額の特例(令第104条関係)〕

(棚卸資産の取得価額の特例を適用できる特別の事実の例示)

47－23 令第104条第3号に掲げる「特別の事実」には、破損、型崩れ、棚ざらし、品質変化等により通常の方法によって販売することができなくなったような事実が含まれる。

法第73条((医療費控除))関係

(医療費を補てんする保険金等)

73－8 法第73条第1項かっこ内に規定する「保険金、損害賠償金その他これらに類するもの」(以下73－10までにおいて「医療費を補てんする保険金等」という。) には、次に掲げるようなものがあることに留意する。

(1) 社会保険又は共済に関する法律その他の法令の規定に基づき支給を受ける給付金のうち、健康保険法第87条第2項((療養費))、第97条第1項((移送費))、第101条((出産育児一時金))、第110条((家族療養費))、第112条第1項((家族移送費))、第114条((家族出産育児一時金))、第115条第1項((高額療養費))又は第115条の2第1項((高額介護合算療養費))の規定により支給を受ける療養費、移送費、出産育児一時金、家族療養費、家族移送費、家族出産育児一時金、高額療養費又は高額介護合算療養費のように医療費の支出の事由を給付原因として支給を受けるも

(原価の率が100%を超える場合の売価還元法の適用)

47－8 売価還元法を適用する場合において、令第99条第1項第1号チに規定する原価の率が100%を超えることとなったときでも、その率により期末棚卸資産の評価額を計算することに留意する。

〔棚卸資産の取得価額の特例(令第104条関係)〕

(棚卸資産の取得価額の特例を適用できる特別の事実の例示)

47－23 令第104条第3号に掲げる「特別の事実」とは、例えば、破損、型崩れ、棚ざらし、品質変化等により通常の方法によって販売することができなくなったような事実をいう。

法第73条((医療費控除))関係

(医療費を補てんする保険金等)

73－8 法第73条第1項かっこ内に規定する「保険金、損害賠償金その他これらに類するもの」(以下73－10までにおいて「医療費を補てんする保険金等」という。) には、次に掲げるようなものがあることに留意する。

(1) 社会保険又は共済に関する法律その他の法令の規定に基づき支給を受ける給付金のうち、健康保険法第87条第2項((療養費))、第97条第1項((移送費))、第101条((出産育児一時金))、第110条((家族療養費))、第112条第1項((家族移送費))、第114条((家族出産育児一時金))又は第115条第1項((高額療養費))の規定により支給を受ける療養費、移送費、出産育児一時金、家族療養費、家族移送費、家族出産育児一時金又は高額療養費のように医療費の支出の事由を給付原因として支給を受けるもの

の

- (2) 損害保険契約又は生命保険契約(これらに類する共済契約を含む。)に基づき医療費の補てんを目的として支払を受ける傷害費用保険金、医療保険金又は入院費給付金等(これらに類する共済金を含む。)
- (3) 医療費の補てんを目的として支払を受ける損害賠償金
- (4) その他の法令の規定に基づかない任意の互助組織から医療費の補てんを目的として支払を受ける給付金

法第95条((外国税額控除))関係

(源泉徴収の外国所得税等)

95－2 我が国における利子、配当等に対する所得税のように、所得に代えて収入金額又はこれに一定の割合を乗じて計算した金額を課税標準として源泉徴収される税は、令第221条第2項第3号(外国所得税の範囲))に掲げる税に該当するが、例えばマレーシアにおける配当所得に対するいわゆる源泉控除のように、外国法人から剰余金の配当又は剰余金の分配(以下この項において「配当等」という。)の支払を受けるに当たり、当該外国法人の当該配当等の額の支払の基礎となった所得の金額に対して課される外国法人税の額に充てるために当該配当等の額から控除される金額は、同号に掲げる税に該当しないことに留意する。

附 則

(経過的处理い………棚卸資産の評価に関する改正通達の適用時期等)

この法令解釈通達による改正後の47－2、47－3及び47－6から47－8の取扱いは、平成22年分の所得税から適用し、平成21年分以前の所得税については、なお従前の例による。

- (2) 損害保険契約又は生命保険契約(これらに類する共済契約を含む。)に基づき医療費の補てんを目的として支払を受ける傷害費用保険金、医療保険金又は入院費給付金等(これらに類する共済金を含む。)
- (3) 医療費の補てんを目的として支払を受ける損害賠償金
- (4) その他の法令の規定に基づかない任意の互助組織から医療費の補てんを目的として支払を受ける給付金

法第95条((外国税額控除))関係

(源泉徴収の外国所得税等)

95－2 我が国における利子、配当等に対する所得税のように、所得に代えて収入金額又はこれに一定の割合を乗じて計算した金額を課税標準として源泉徴収される税は、令第221条第2項第3号(外国所得税の範囲等))に掲げる税に該当するが、例えばマレーシアにおける配当所得に対するいわゆる源泉控除のように、外国法人から剰余金の配当又は剰余金の分配(以下この項において「配当等」という。)の支払を受けるに当たり、当該外国法人の当該配当等の額の支払の基礎となった所得の金額に対して課される外国法人税の額に充てるために当該配当等の額から控除される金額は、同号に掲げる税に該当しないことに留意する。